

知っておきたい

暮らしてお金のいろは

第40回

Q 生命保険金の非課税枠で相続対策ができるという話を聞きました。仕組みや注意点などを教えてください。
(60代男性)

A 相続税には「相続税の基礎控除」の他に、相続税における生命保険金等の非課税枠があります。

◆相続税の基礎控除とは、相続財産から差し引くことができる非課税枠のことです。現行は「3,000万円+600万円×法定相続人×法定相続人の数」が非課税枠です。

◆生命保険金等の非課税枠とは、死亡保険金は、「500万円×法定相続人の数」が非課税です。

2つの非課税枠を踏まえて「生命保険を活用した場合」の事例と比較します。

事例

法定相続人が妻・長男・次男の3人で、
相続財産5,000万円の場合

生命保険を活用しない場合

$$\begin{array}{|c|c|c|} \hline \text{相続財産} & - & \text{相続税基礎控除} \\ \hline 5,000\text{万円} & - & 4,800\text{万円} \\ \hline \end{array} = 200\text{万円}$$

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人} 3\text{人}$$

相続税の課税対象 = 200万円

生命保険を活用した場合

相続財産5,000万円
(内、生命保険金が1,500万円)の場合

$$\begin{array}{|c|c|c|} \hline \text{相続財産} & - & \text{相続税基礎控除} & - & \text{生命保険非課税枠} \\ \hline 5,000\text{万円} & - & 4,800\text{万円} & - & 1,500\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

$$= \blacktriangle 1,300\text{万円} \quad 500\text{万円} \times \text{法定相続人} 3\text{人}$$

相続税はかかりません

生命保険を活用することで非課税枠が増えることになり、相続税を無税または減らすことができます。

注意点としては、契約形態には十分注意が必要です。「契約者」「被保険者」「受取人」を誰にされるのかで税金の種類が変わります。更に生命保険を活用される場合には、健康状態も重要になりますので早めの対策をお勧めします。

2020年の現在の税制・税率に基づき作成しています。税制・税率は将来変更される可能性がありますので、併せてご確認ください。また、個別の税務に関する取扱いには、税理士または所轄の税務署にご確認ください。

協力募集代理人(有)ファミリーライフクラモチ 大森 健一さん

独立系FP事務所(有)ファミリーライフクラモチ代表。AFP・住宅

ローンアドバイザーの資格を活用し、セミナー講師・個別相談等を実施。

募集代理人(有)ファミリーライフクラモチ 土浦市永国997の1 ☎0120・1230065

